令和4年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

下水道使用料の改正について

市川市 水と緑の部 下水道経営課



1. 下水道使用料にかかる答申について(令和2年度下水道事業審議会答申内容)

今後の使用料について、毎年度、着実に利益を計上し、毎年度の単年度資金収支で不足 を招かず、一般会計からの出資金に頼らないことを目標に審議を実施。

1. 使用料算定期間 令和4年度~令和6年度(3年間)

〇 市川市使用料条例

第6条 使用料(この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。)の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

2. 改定率 5.6%

下水道使用料単価 142円/㎡(税込) ⇒ 154円/㎡(税抜)

※下水道使用料単価…下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となった水量1㎡あたりの使用料収入

3. 基本料金・従量料金の一律改定

使用量の多寡に関わらず、全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、今回は体系の見直しは行わない。(累進度は変更しない。)

4. 公衆浴場汚水料金は据え置き 10円/㎡

<理由>

- ① 公衆衛生上、市民に不可欠な施設であり、市としても行政施策の一環として助成事業を行っていること。
- ② 物価統制令の適用を受け、事業者自ら料金設定できないこと。
- 5. 施行日 令和4年4月1日

ただし、新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応すること。

2. 答申内容との相違点について

(1) 一律5.6%引き上げの見直し

諸物価高騰による家計への影響を考慮し、<u>一律 5.6%引上げを改め、基本使用料</u>及び利用者が全体の約75%を占める<u>20㎡以下の下水道使用料については、引上げ幅を 2.8%</u>に圧縮し、負担の軽減を図る。

1. 下水道使用料表

	現行	答 申		修正		<u></u>	
区分		料金	改定率	料金	改定率	差	額
基本使用料(10㎡まで含)	900	950	5.6%	925	2.8%		-25
10㎡超20㎡以下の単価(円/㎡)	143	151	5.6%	147	2.8%		-4

(単位:円、税抜)

2. 一力月あたり下水道使用料

使用水量	現行	答 申	修正
一般家庭 20㎡	2,330	2,460	2,395
大口使用者 200㎡	47,370	49,940	49,900

(単位:円、税抜)

2. 答申内容との相違点について

(2) 改定時期の延期

「新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する。」という令和2年度下水道事業審議会答申を踏まえ、改定時期を、答申で示された<u>令和4年4月</u>1日から令和5年4月1日へ1年間延期。

- 1. 改定時期 当初予定日 令和4年4月1日 → 変更後 令和5年4月1日
- 2. 今後のスケジュール

日 程	予 定
令和4年9月	令和4年9月議会 下水道条例改正議案上程
令和4年10月~5年3月	周知・システム改修
令和5年4月1日	下水道使用料改定

3. 生活保護受給世帯等への減免措置の廃止検討

これまで生活保護受給世帯等に対する下水道使用料の全額減免措置を行ってきたが、 使用料改正に併せて見直しを検討している

1. 減免措置の状況 令和3年度実績 対象世帯 2,579世帯 減免額 41,401,120円 (平均 1,338円/月/世帯)

2. 減免措置の見直し理由について

- (1) 受益者負担の原則 下水道事業は独立採算の地方公営企業であり、下水道使用者の受益の範囲をこえて、負担を求めることができない。
- (2) 生活扶助費等との関係 生活保護法により支給される「生活扶助費」、及び中国残留邦人等支援法により生活保護 法により支給される「生活支援給付」の基準額は、①食費、②光熱水費等を合算して算出されている。

3. 他市動向

5政令指定都市中	減免していない	3市	千葉市、横浜市、川崎市	
	減免している	2市	さいたま市、相模原市	
11中核市中	減免していない	7市	水戸市、宇都宮市、前橋市、高崎市、 川越市、川口市、横須賀市	
	減免している	4市	船橋市、柏市、八王子市、越谷市	

3. 生活保護受給世帯等への減免措置の廃止検討

4. 経過措置について

減免措置の廃止を進めるにあたっては、現状の諸物価高騰への配慮をし、激変緩和とするため、1年間の経過措置を講じる。

	R5. 4月~9月	R5. 10月~R6. 3月	R6. 4月
実施内容	新規受付停止 全額減免	基本料減免	全面廃止